

本木北町みのり町会
地区防災計画

平成 31 年 3 月

本木北町みのり町会

目次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等.....	1
(3) 地区防災計画の構成.....	2
(4) 実践と検証.....	3
2 地区特性	4
(1) 地区の成り立ちと現況.....	4
(2) 地震の被害想定.....	9
(3) 水害の被害想定.....	12
3 地震発生時の対応シナリオ	15
(1) 地震発生時の対応シナリオ.....	15
(2) 地区防災マップ.....	15
(3) 地区の課題と対応策.....	20
4 水害時の対応シナリオ	21
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要.....	21
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ.....	21
5 町会における平時の備え	26
(1) 事前対策リスト.....	26
(2) 体制づくり.....	28
※ 様式・資料編	31
資料1 様式集	32
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	32
参考様式2 備蓄品リスト.....	33
参考様式3 町会年間スケジュール.....	34
参考様式4 防災区民組織名簿.....	35
資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」	36
資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）	36
資料4 あだち安心電話	37
資料5 感震ブレーカーの設置助成	38

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が多く、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

また、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、本木北町みのり町会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区の被害を軽減することを目的に、「本木北町みのり町会地区防災計画」を策定しました。

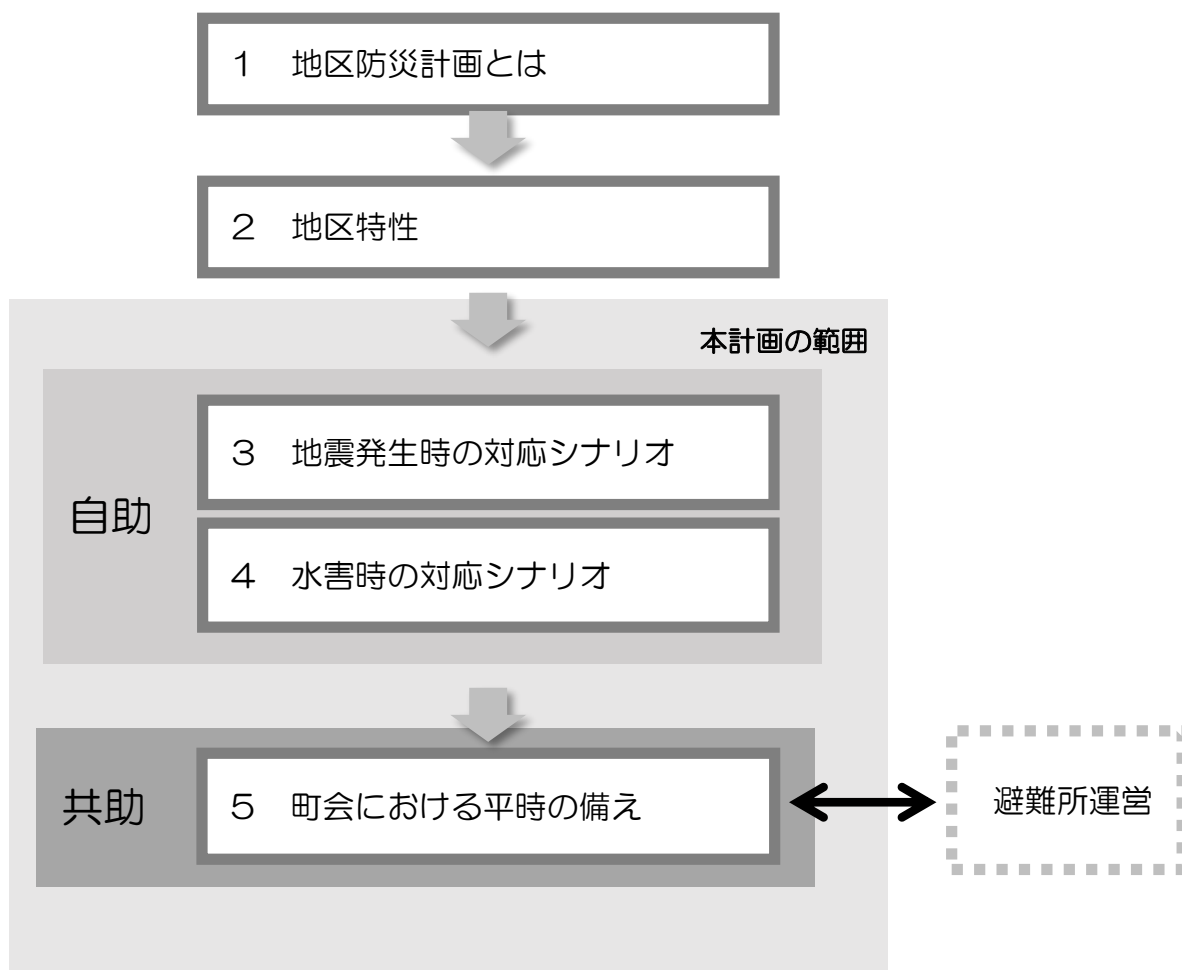
地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

対象とする災害	地震・水害 (平成 30 年度は地震を中心に検討)
対象とする範囲	本木北町みのり町会 (第一次避難所、避難場所へ避難経路も対象)
対象者	本木北町みのり町会の居住者、事業者など町会内にいるすべての人
対象時期	地震発生時～初動活動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、第3章、第4章で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理し、さらに当町会の地区防災マップを作成しました。第5章では町会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しています。



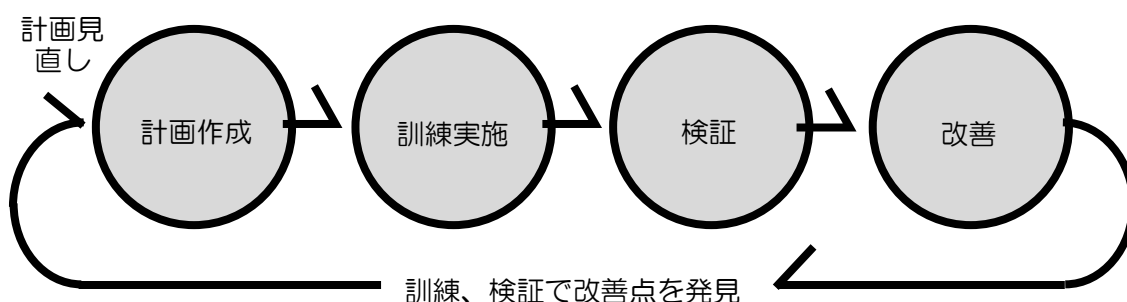
注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

図 2.1 本計画の構成

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



実践

計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

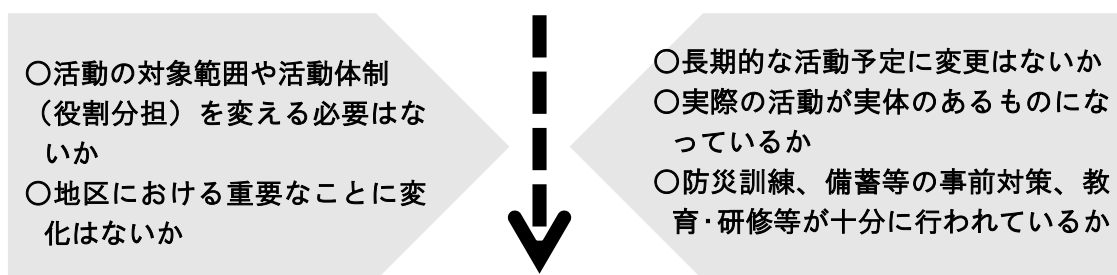
避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練 ○避難所・避難路・避難場所等の確認 ○避難経路上の危険箇所の確認 ○要配慮者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○初期消火訓練 ○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED講習等) ○防災資機材取扱訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設訓練 ○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防団、各種団体や地元企業等と連携したものとすると、より実効性が高まると考えています。



検証

防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。



実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、町会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 地区特性

(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

荒川と隅田川の過去幾度かの氾濫によってつくられた盛土地・埋立地（荒川氾濫低地）が分布し、所々にまわりよりもわずかに高い自然堤防が形成されています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト※が厚く分布しているため、地震時には揺れやすいとされています。

※シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

■土地条件図

自然堤防

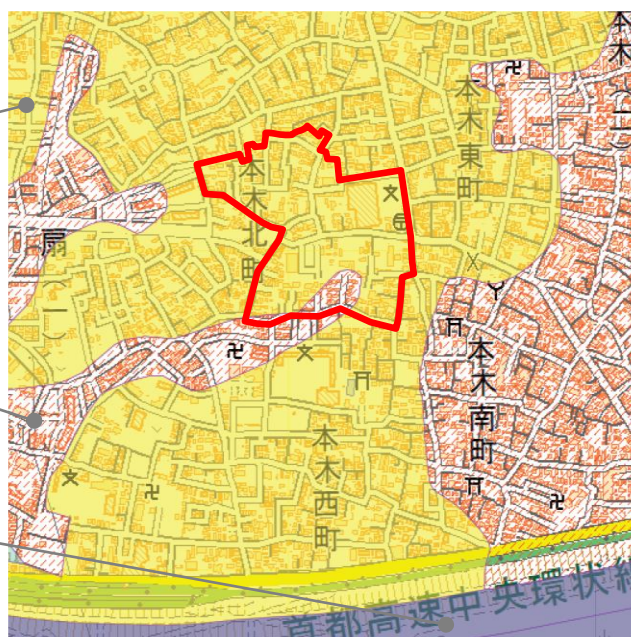
（洪水時に運ばれた砂等が、流路沿いに堆積してできた微高地）

盛土地・埋立地

（低地に土を盛って造成した平坦地や、水部を埋めた平坦地）

高水敷・低水敷

（増水時に水没する河川敷）



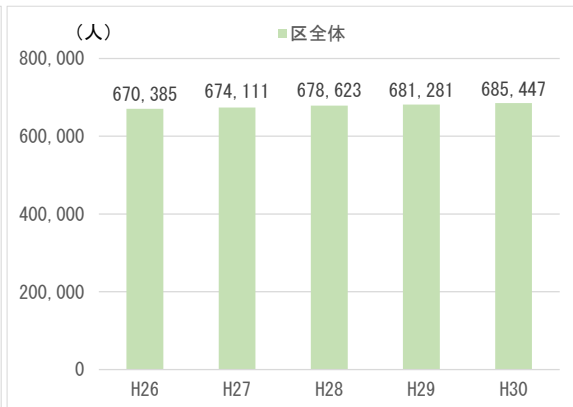
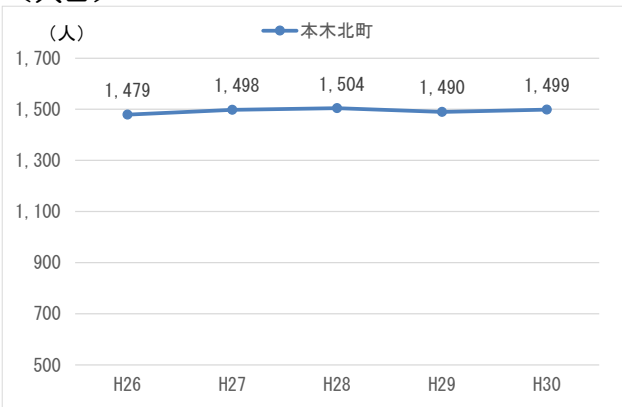
出典：国土地理院「数値地図 25000（土地条件）」

② 人口・世帯数

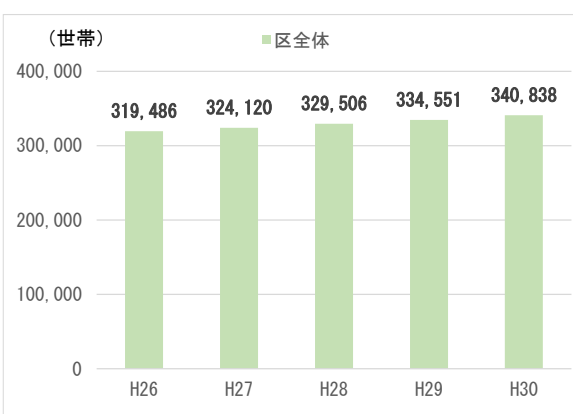
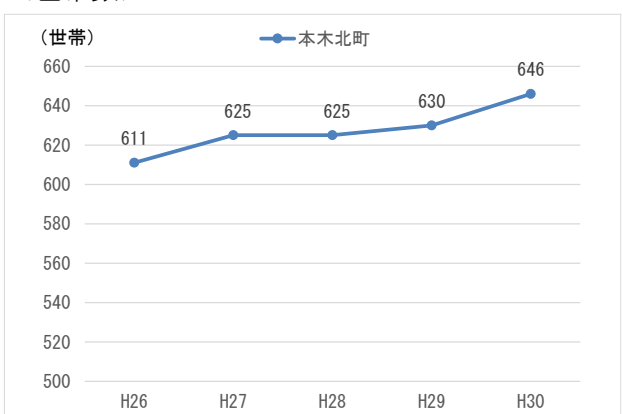
人口・世帯数は、本木北町が人口 1,499 人、646 世帯となっています。(住民基本台帳、平成 30 年 1 月 1 日現在)

また、人口及び世帯数の推移を最近 5 年間で見るとほぼ横ばいで推移しています。

<人口>



<世帯数>

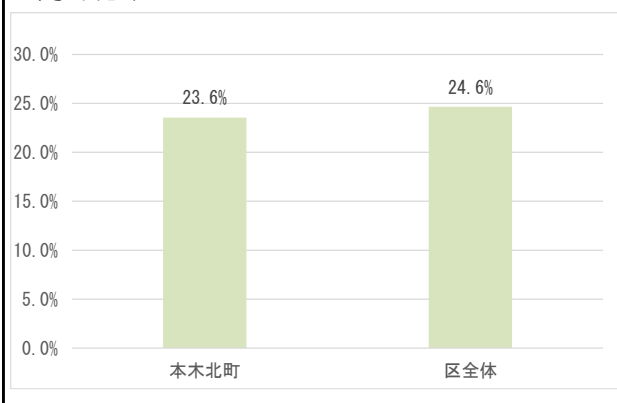


出典：住民基本台帳

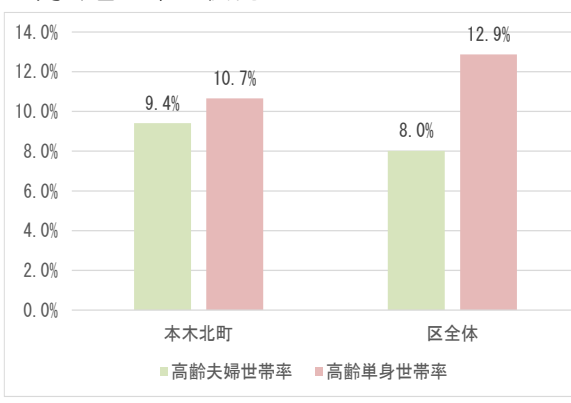
③ 高齢化（65 歳以上の人口）の状況

高齢化率（平成 27 年）は 23.6%であり、高齢夫婦世帯の割合は 9.4%、高齢単身世帯の割合は 10.7%であり、区全体よりは低い状況にあります。

<高齢化率>



<高齢者世帯の状況>



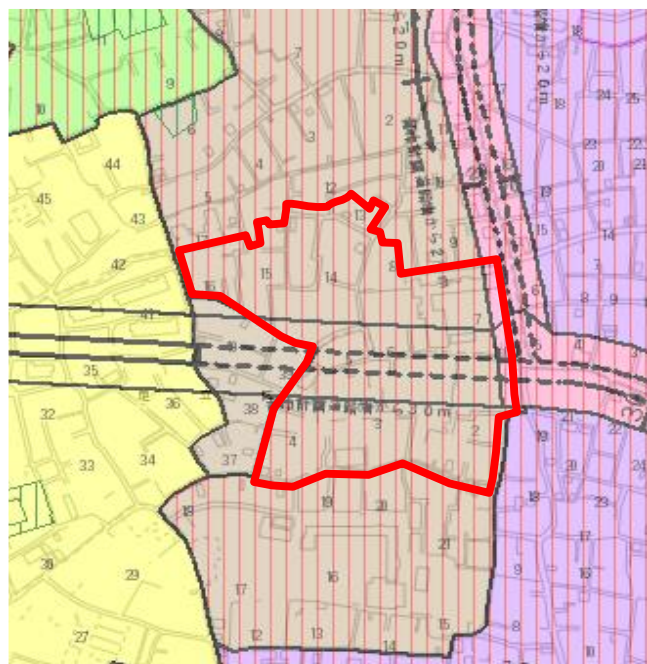
出典：平成 27 年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

準工業地域、近隣商業地域が指定されています。

<凡例>

用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
区域区分・地域地区等	
	新防火指定
	日影規制
	高度利用地区



出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、独立住宅が多くなっています。

オレンジ色の教育文化施設は本木小学校であり、灰色の斜線区域は道路建設用地になります。

<凡例>

	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設用地



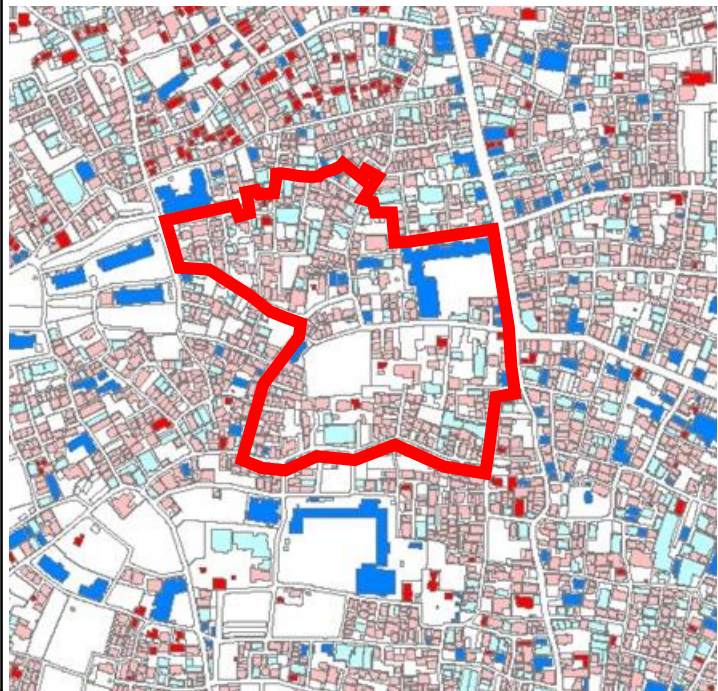
出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

地区内は、防火造、耐火造、準耐火造がほとんどになっています。

<凡例>

- 耐火造
- 準耐火造
- 防火造
- 木造



出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

建物は 3 階以下が大部分を占めています。

<凡例>

- 1階
 - 2階
 - 3階
 - 4階 ~ 7階
 - 8階 ~ 15階
 - 16階以上
- 4 階数

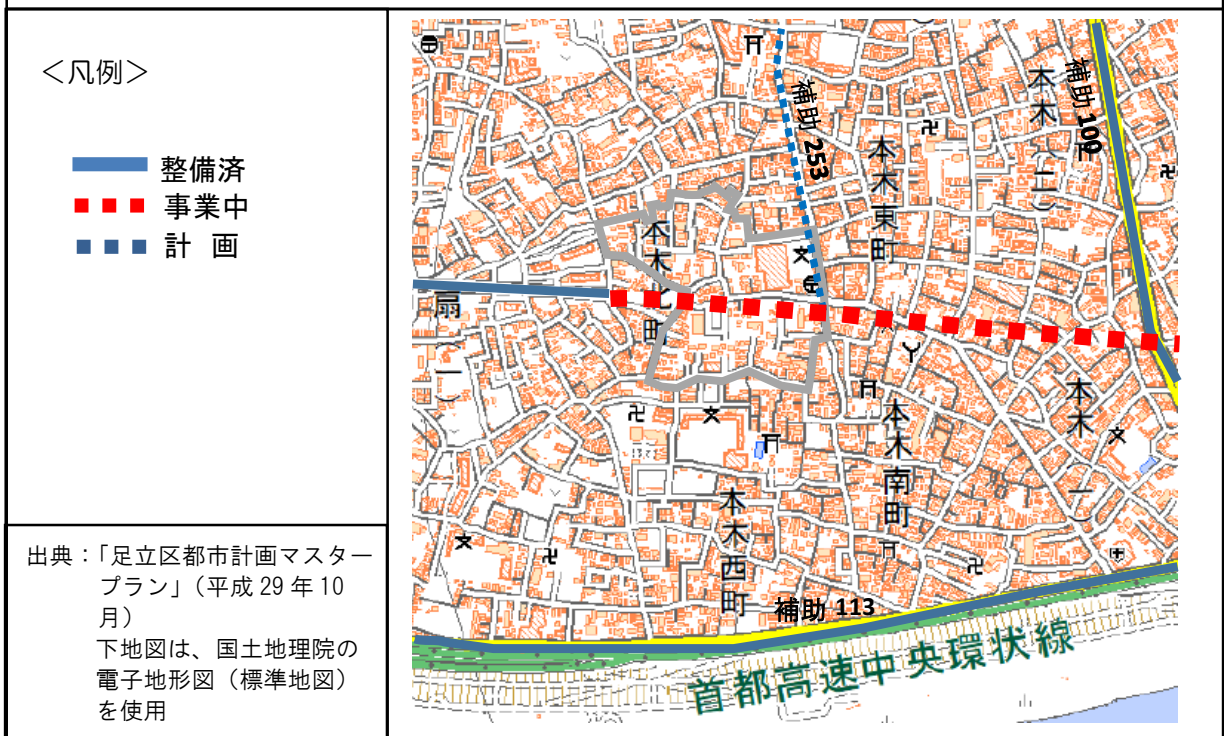


注) 図中の数字は、4階以上の建物の階数を示します。

出典：「平成 23 年土地利用現況調査」

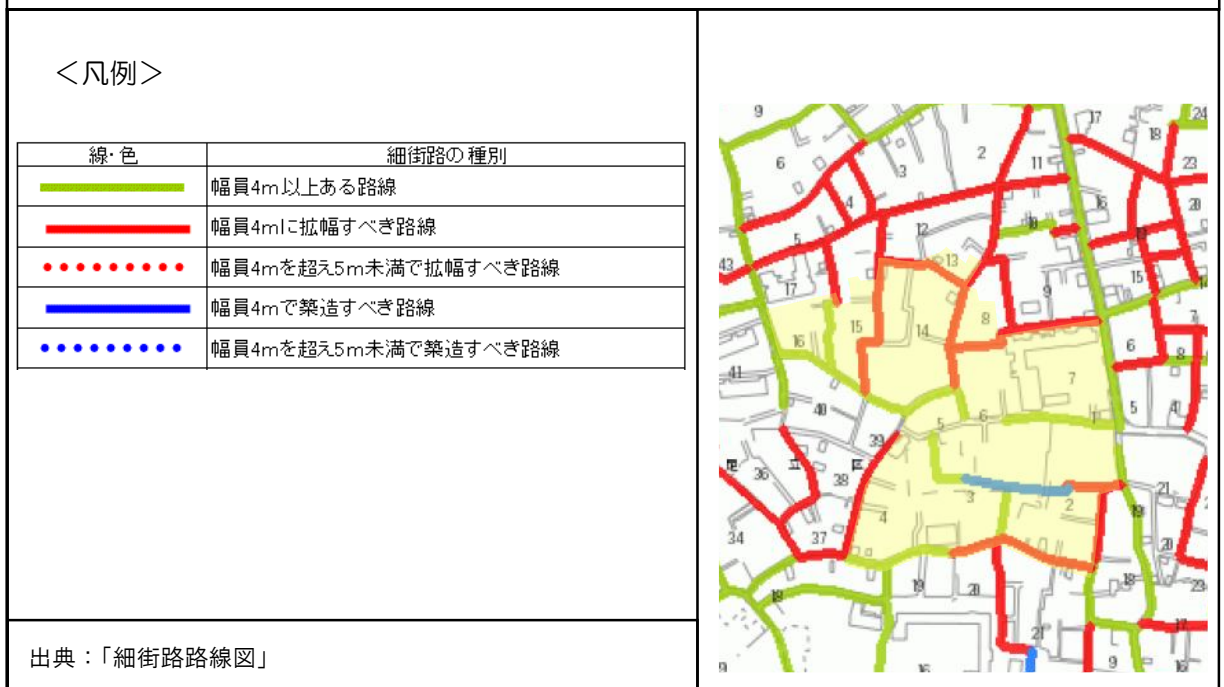
⑧ 都市計画道路の整備状況

主な道路としては、江北橋通りの整備は進んでいます。



⑨ 細街路の状況

地区内は、細街路が多くなっています。



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定概要

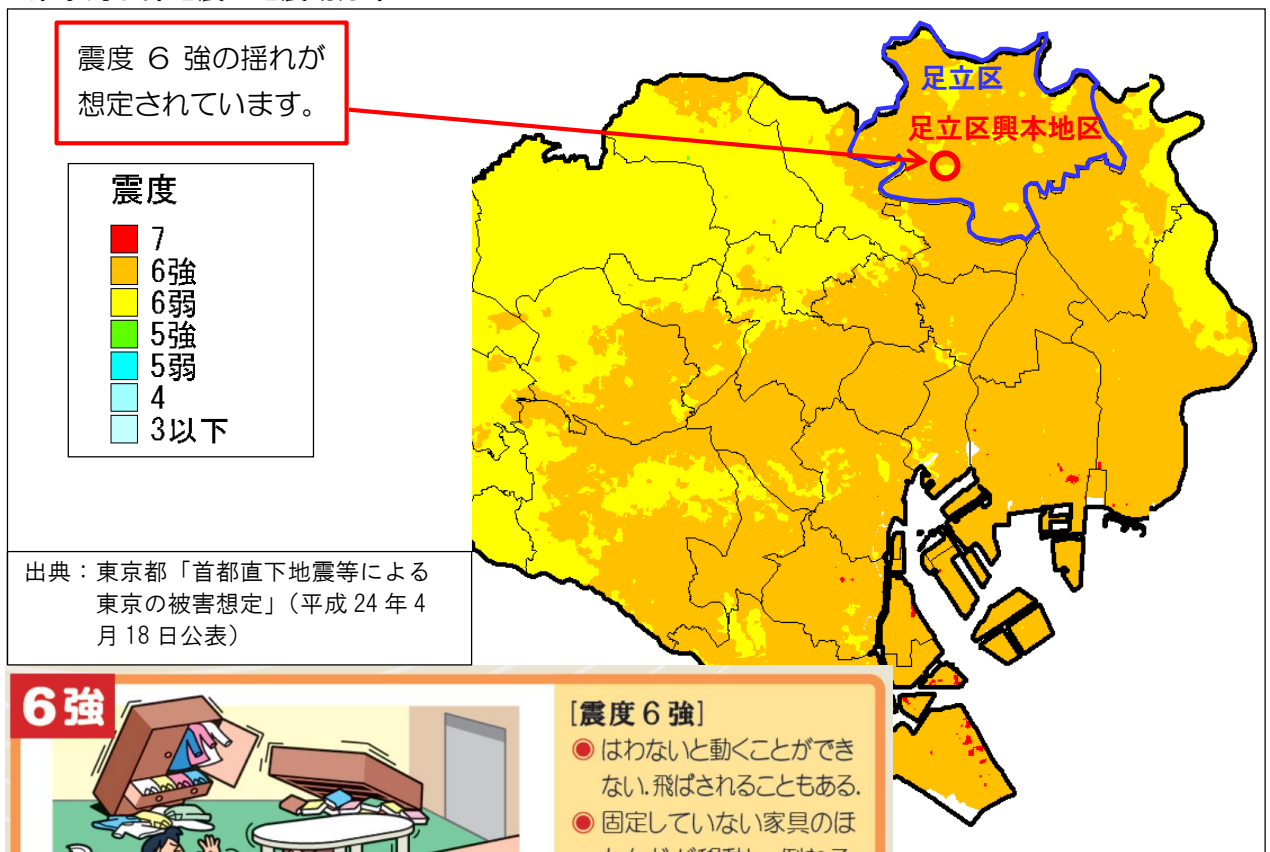
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震における足立区の被害想定（東京湾北部地震／M7.3、冬の 18 時、風速 8m/秒）

被害区分	被害の規模	参考
死者	712 人	区の夜間人口の 0.10%
負傷者	9,033 人	〃 1.3%
建物全壊	10,082 棟	区的全建物棟数の 7.0%
建物焼失	16,124 棟	〃 11.2%
避難者	280,862 人	区の夜間人口の 41.1%
帰宅困難者	107,115 人	区の昼間人口の 19.9%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

■東京湾北部地震の地震動分布



出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

6強

[震度 6 強]

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

出典：気象庁HP「震度の階級」

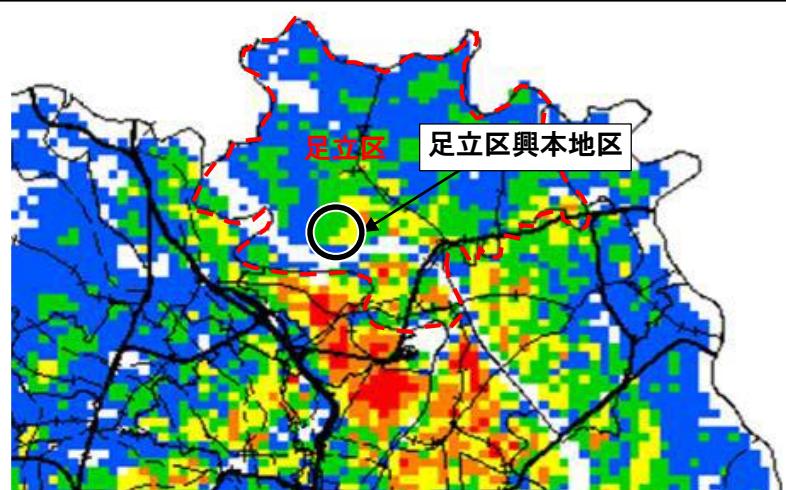
■建物全壊棟数

一部、25-50棟の分布が見られます。

<凡例>



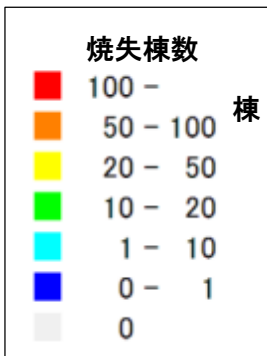
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）



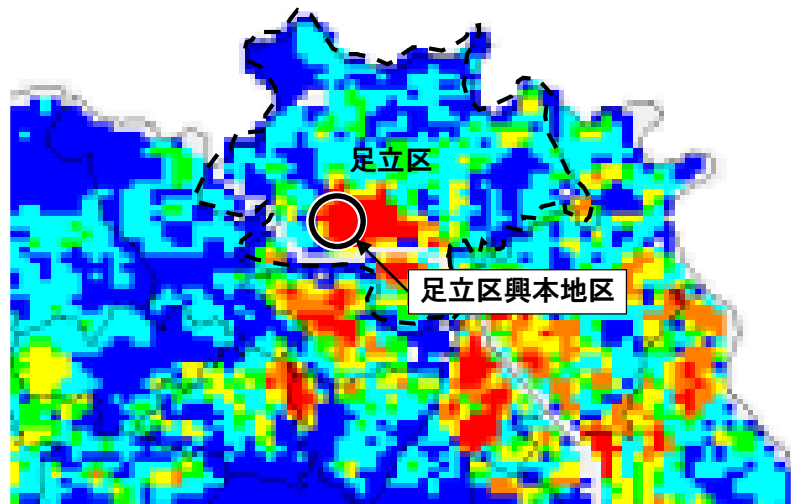
■建物焼失棟数

最も多い100-棟の分布もあります。

<凡例>



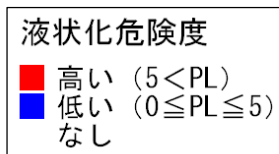
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）



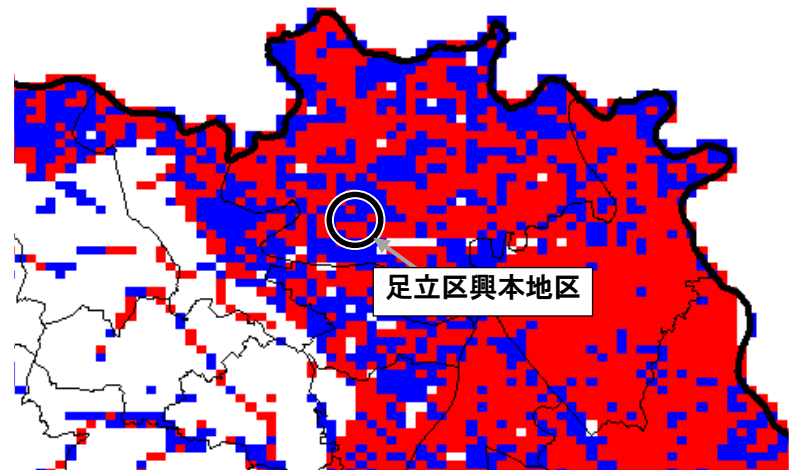
■液状化危険度

危険度が高い表示もみられます。

<凡例>



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月18日公表）




② 地域危険度※


東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」によると、本木北町は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度について危険度が5となっています。（都内5,177町丁目の中で総合危険度が28位となっています。）

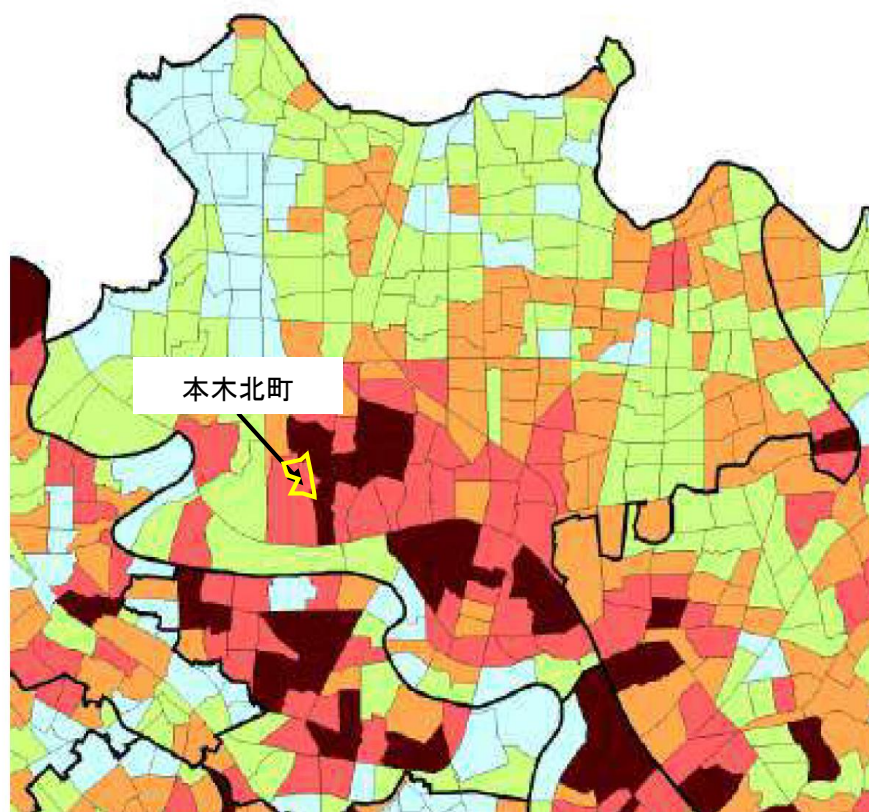
<凡例>

危険度ランク



 区市町境界

 町丁目境界



出典：東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（平成30年2月）

※ 地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

(3) 水害の被害想定

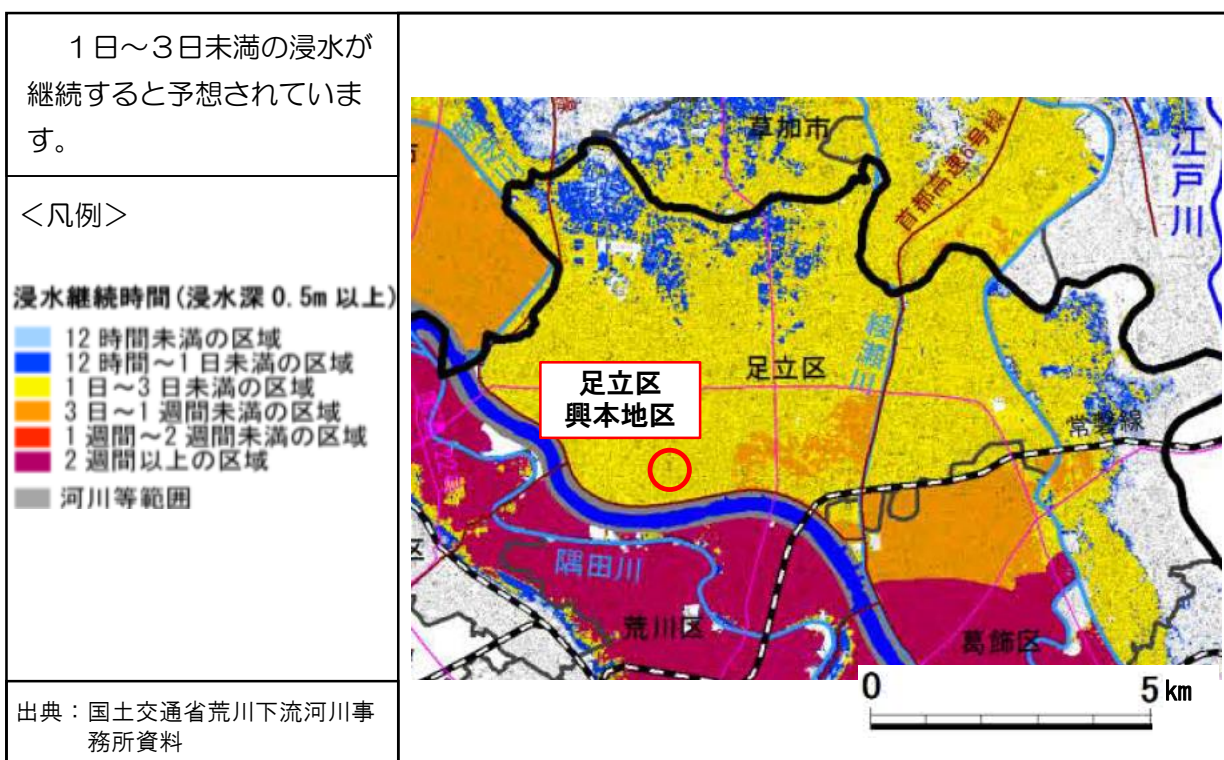
当町会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

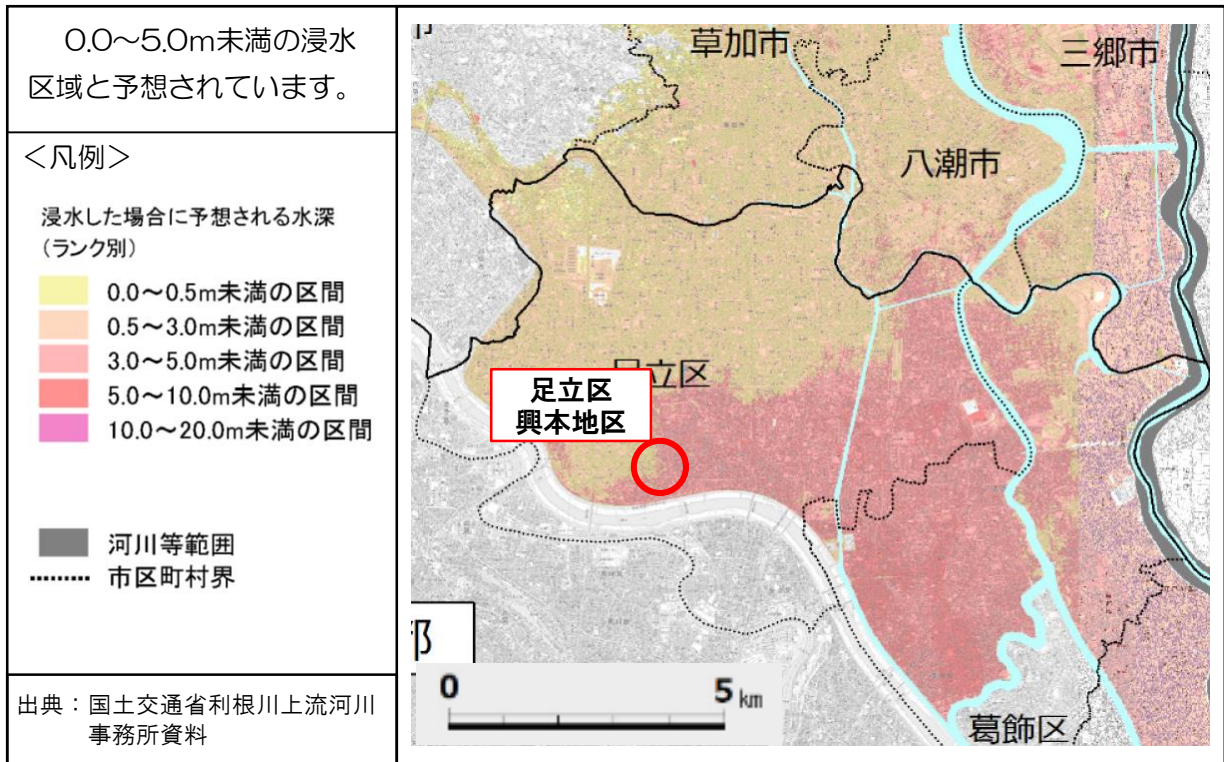


■浸水継続時間

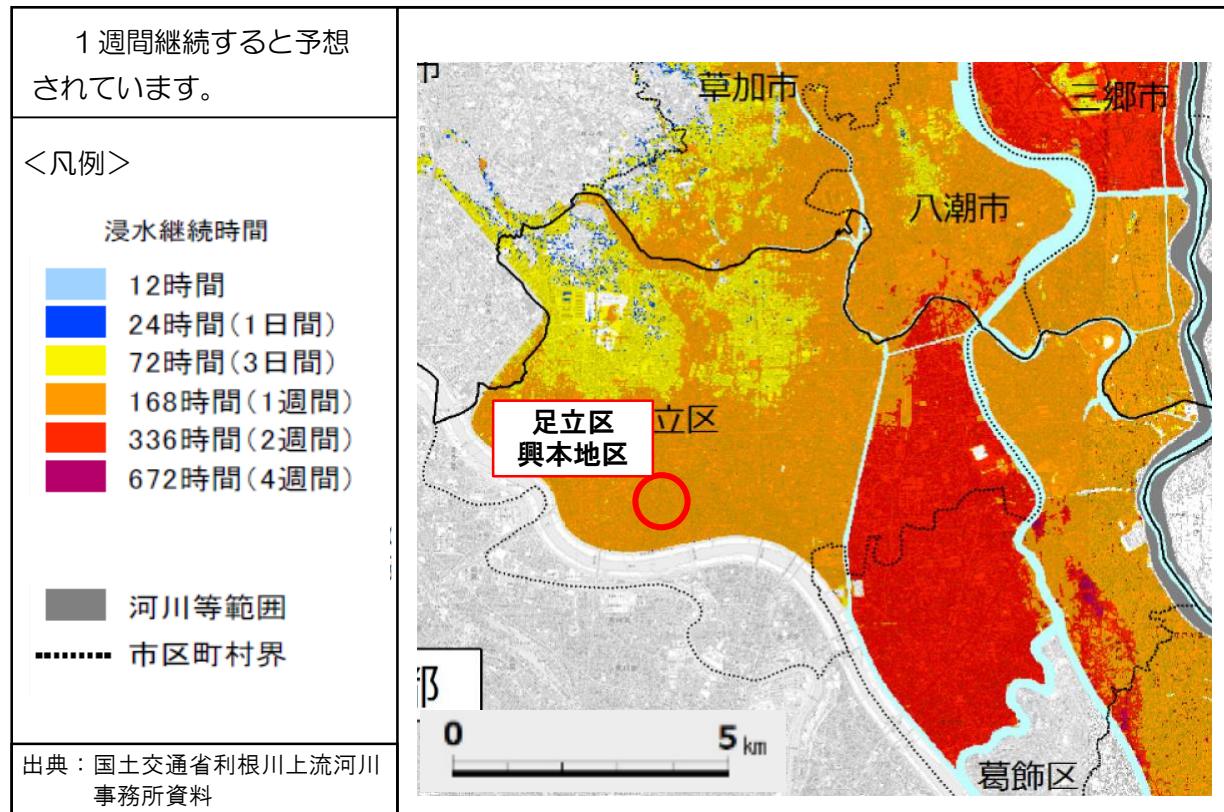


② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深



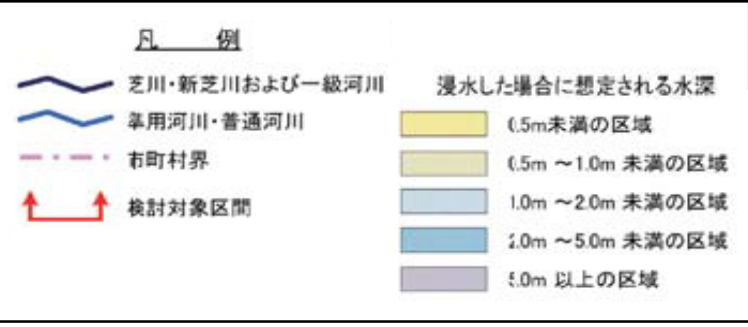
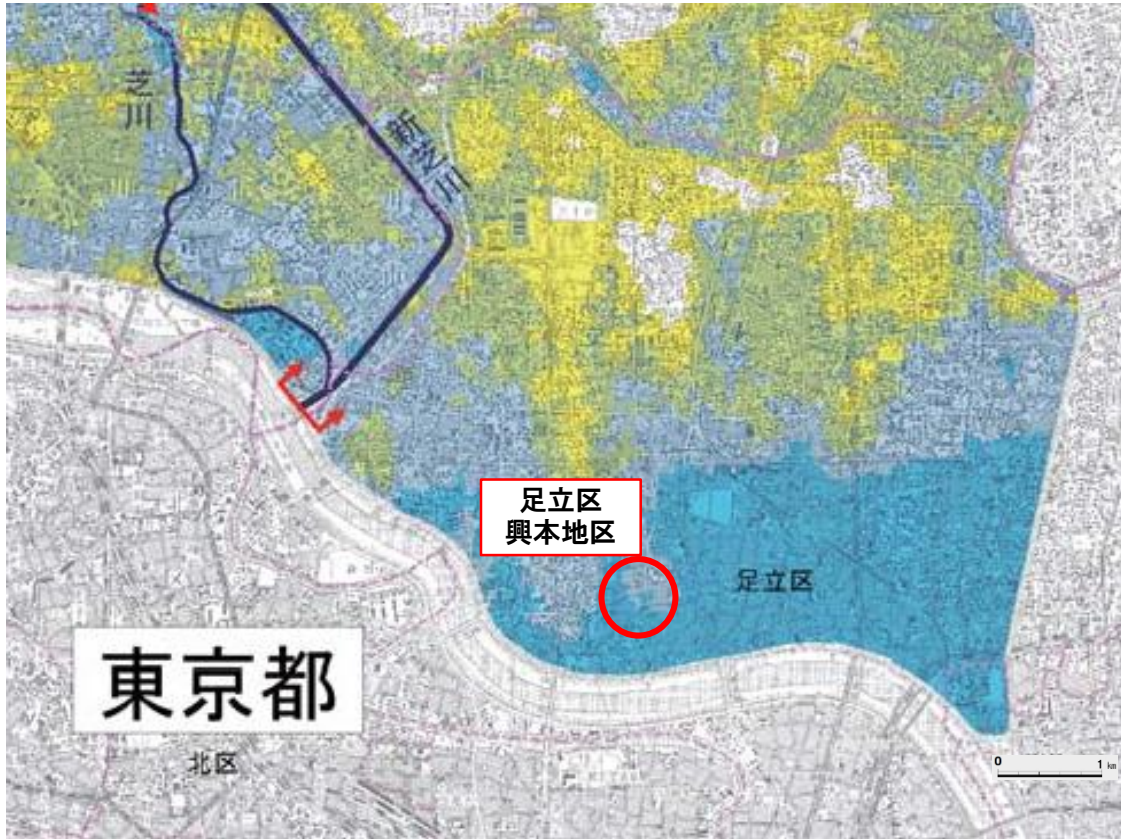
■浸水継続時間



③ 新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深

1.0～5.0m未満の浸水区域と予想されています。



出典：東京都建設局資料
芝川・新芝川浸水想定区域図

3 地震発生時の対応シナリオ

(1) 地震発生時の対応シナリオ

地震発生から、まず自分の身を守り、その後一時集合場所へ避難、さらに避難場所で避難するなどの対応シナリオ、行動の目安を次頁に整理しています。

(2) 地区防災マップ

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP18、19に整理しています。


地震発生時の対応シナリオ



一人ひとりに責任があるよ。訓練して、いざという時に冷静な対応が重要。

【一時集合場所】
田中稲荷神社

一時集合場所は、町会単位で一時的に集合して様子を見る場所です。




一時集合場所には次の役割があります。

- 1) 二段階避難において
 - ① 情報伝達や各種連絡の場
 - ② 近隣相互の助け合いや安否確認
 - ③ 警察・消防等の指示のもとで避難場所へ避難
- 2) 延焼火災の危険がない場合において
 - ① 地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】
荒川北岸・河川敷緑地一帯


避難場所は、大地震時に発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を守るために必要な広さなどがある大規模な公園・広場等が指定されています。



なお、地震時に、荒川方面に避難する際には、津波の発生が懸念されますので、荒川の河川敷に降りる場合、津波の情報収集に努めるなど十分に注意しましょう。

【第一次避難所】
本木小学校

第一次避難所は、自宅に居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。




心とりの責
行動がと
つに、日
準備や訓
しておくこ
要です。

火災の発生に細心の注意を払いましょう

当町会は、家屋が密集する地域で、一度火災が発生すると、町内一帯に延焼する危険性が高くなっています。火事には特に注意しましょう。

火が小さいうちに消火器やバケツ、毛布などで消火

感震ブレーカーを設置しましょう。足立区では感震ブレーカーの設置助成を行っています

東京ガスでは、震度5以上の地震発生時にガスメータが自動的にガスを遮断しますが、ガスの元栓は閉めるようにしてください。

ブレーカーを落とす

ガスの元栓を閉める

日頃から、一時集合場所に至る複数の避難経路を確認してください

当町会は、家屋が密集する地域で、狭い道路が多くなっています。狭い道路では、ブロック塀や建物倒壊によって、道路が通れなくなる場合が想定されますので、複数の避難経路を確認し、平常時に実際に歩いておくことが重要です。



落ち着いて行動しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。落ち着いて行動するようにしましょう。避難時の服装などに注意しましょう。
→ヘルメット・防災ずきん、帽子
動きやすい服装、軍手
履きなれた底の厚い靴
夜間の懐中電灯



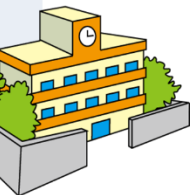
避難の時に、隣近所に声をかけましょう

避難するときには、ご近所の高齢者、妊婦の方、小さな子供がいるお宅などに、ひと声かけて避難しましょう。一声かけた情報（返事がなかったこと、不在だったこと、下敷きになった人がいる可能性など）は大切な情報になります。一時集合場所にみんなで情報を持ち寄りましょう。



一人ではなく、みんなで助け合って救出活動を行います

ケガや危険を伴うので、救出活動は一人ではなく、複数で行うようにします。柱や梁に挟まれた人を発見したら、皆で声をかけて助けます。意識があるかどうか確認し、励ますことも重要です。また、救出用資機材の保管場所も確認しておきましょう。



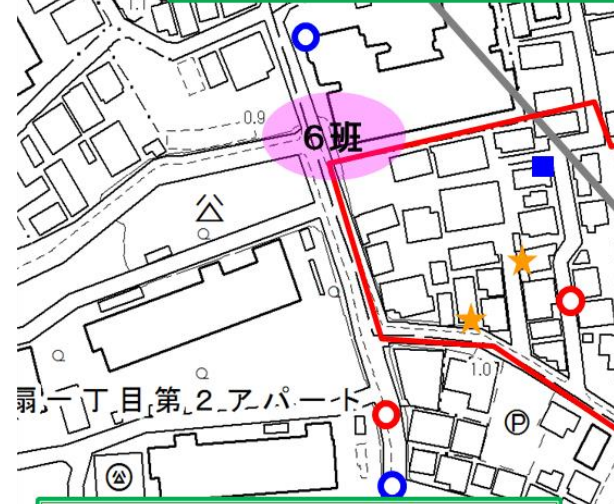
地区防災マップ

凡例

- 町会掲示板
- ★ 消火資機材等の保管場所
- 消火栓
- 防火水槽
- ★ 消火器
- ▲ AED
- 主要な施設
- 地区境界線
- ➔ 避難経路(主要道路)
※地震・火災時の避難の例
- 都道補助136号(予定)



本木北児童遊園

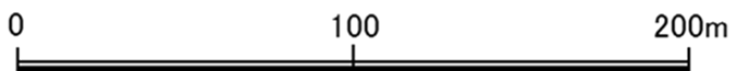


一時集合場所 (田中稲荷神社)

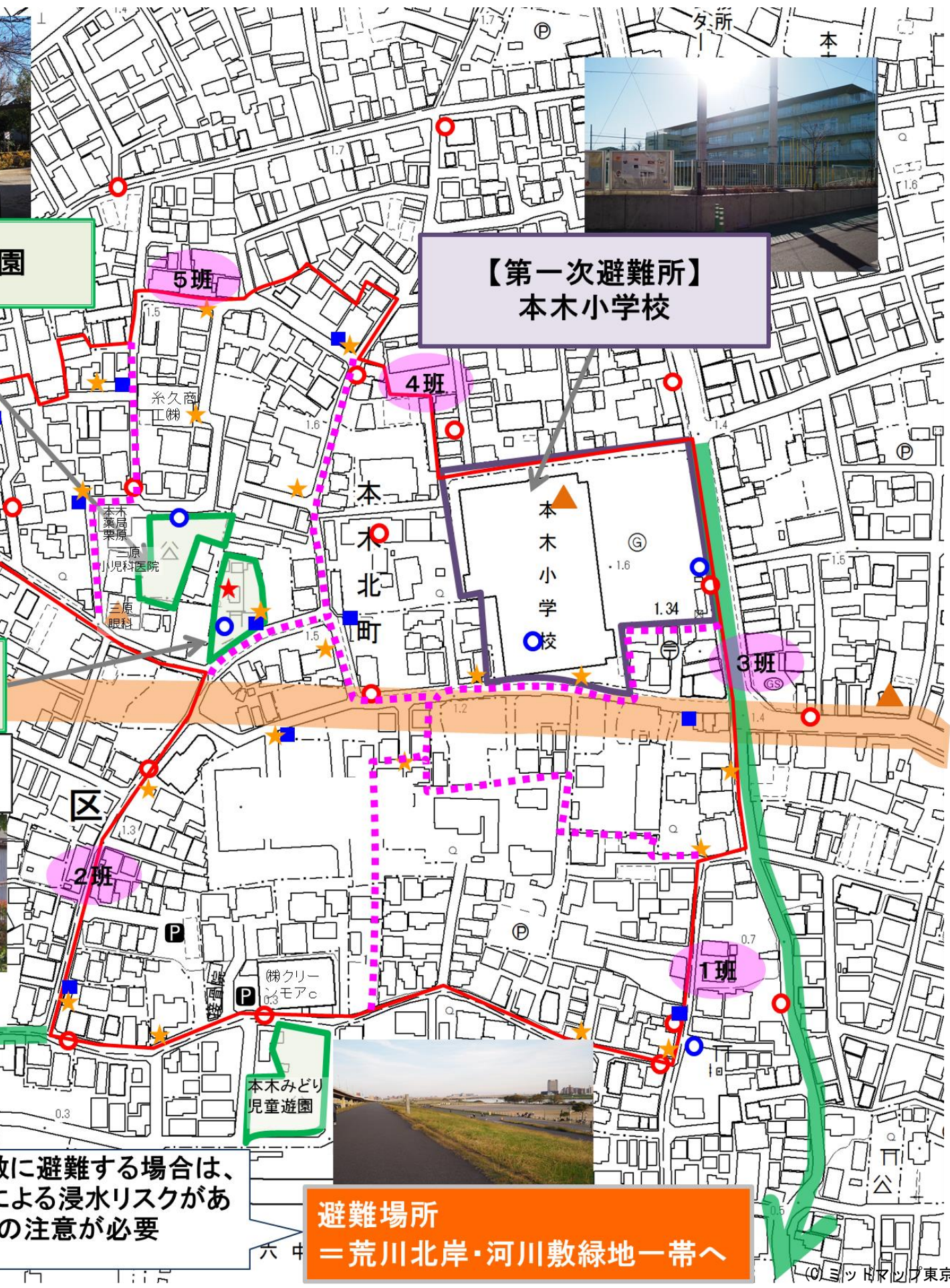
可搬消防ポンプ(D級ポンプ) スタンドパイプ 配置



設備など



河川敷に津波による
ることの注



**【第一次避難所】
本木小学校**

**避難場所
= 荒川北岸・河川敷緑地一帯へ**

次に避難する場合は、
...による浸水リスクがあ
るの注意が必要

※地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）（MMT 利許第 27173 号）を使用したものである。

(3) 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、町会内での議論を行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所に集まるということはあまり意識していないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所に行けば、何らかの情報が得られ、助け合えるという意識を広める。
<ul style="list-style-type: none"> ・役員が参集することも特に決めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員がまずは一時集合場所に集まれるだけでも集まって、連絡を取り合うようなルールを作る。 ・役員が集まって、対策本部のようなものを立ち上げる方向で検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「田中稲荷神社」が一時集合場所であるということがあまり周知できていない。 ・場所が狭く、神社の建物が老朽化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「田中稲荷神社」が一時集合場所であることを防災資源マップに記載するとともに、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込む。 ・安否確認の方法を今後検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・各班、各組ごとに、安否確認をすることがいいと思う。 ・安否確認に、シールや旗のようなものを利用することも考えられる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・西新井消防署本木出張所が近くにあるので、消防署の指導を仰いだり、連携すると安心できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西新井消防署本木出張所や消防団との連携を強めることを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・火災が起こった時は、荒川に逃げる意識はあると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川北岸・河川敷緑地一帯が避難場所であるということを、防災資源マップに記載するとともに、避難の手順、考え方などを計画に盛り込む。
<ul style="list-style-type: none"> ・当町会は木造住宅が密集して危険な箇所が多く、みんなでわかっておくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが避難の場所、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込む。
<ul style="list-style-type: none"> ・町会の加入率は高い方であるが、町会全体としての高齢者、障害者の実態がわかりにくい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩きをしてみると、いつも歩いている道でも全然見ていなかったと感じた。 ・消火器の位置など、実際に利用する可能性が高い家の近くや班などの小さい単位で把握しておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会の防災訓練で、班単位のまち歩きなどを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の訓練では、一部の人が実施し、見ているだけの人もいる。参加者が多いので全員が体験できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の訓練だけでなく町会の防災訓練も検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ・都道補助 136 号が整備されると、ちょうど町会の真ん中に広い道路ができるので、そこに集合することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状でも道路が整備されていないが、空き地になっているので、一時集合場所として適切かどうか検討する。

4 水害時の対応シナリオ

(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要

平常時の備えから、台風等が発生した際の情報収集から避難までの行動の目安を次頁に整理しています。

(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報をP24、25に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

絶対、守りたいもの
自らの命、家族の命・安全



日頃からの
災害への備え

- 緊急時の家族のルール、連絡方法
- 事前対策リスト(自助)によるチェック
- チェックリストによる備蓄品等の用意
- 町会・自治会活動への協力(共助)

水害に対する準備、避難の考え方

防災・災害情報の収集
(テレビ・ラジオ、足立区ホームページやAメールなど)

各段階の情報・指示等に従って、避難の方法を決めます



自宅待避
(2階以上への移動など)

- 戸建住宅で、浸水しない階層がある場合。集合住宅の居住階が浸水しない場合。
- 自宅に留まり、待避します。日常的な備えが重要です。

**集合住宅
上階避難**

- 集合住宅の居住階は浸水するが、上層階に浸水しない階層がある場合。
- 集合住宅の上層階に避難します。

**避難所
緊急避難建物**

- 自宅が浸水の恐れがあり、避難所に避難します。
- 区が開設、運営を行います。
- どこに避難所を開設するか、正確な情報をもとに、避難を行います。

- 「避難勧告」よりも、「避難準備・高齢者等避難開始」が早期に発表されます。
- ご近所の高齢者等への声掛けなどを行います。

広域避難

隅田川・荒川・江戸川流域は洪水による被害を受けやすく、最悪の場合広範囲において2週間以上の浸水の継続が想定されています。これに対して江東5区※では、区域外への広域避難について方針を示しています。

※江東5区大規模水害対策協議会
東京東部低地帯に位置する足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区は、住民への情報伝達や広域避難などの課題を明らかにし、具体的方針と対策を講じるために「江東5区大規模水害対策協議会」を設置しています。

避難所とは

避難所は、水害が想定される場合に、対象河川や水害の規模等を考慮して、足立区が開設し、運営を行います。

どの避難所を開設するかは、区が適宜情報を発信します。

なお、避難所では、浸水継続など一定期間の避難生活をおくることを想定する必要があります。

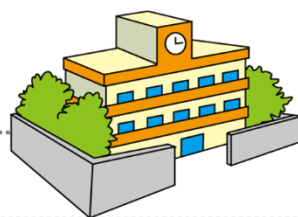
※避難所での過ごし方

<p>1</p>  <p>避難所では、係員の指示に従ってください</p>	<p>2</p>  <p>避難所では食事、飲料水、寝具等が用意されます</p>
<p>3</p>  <p>洪水の状況に関する情報が、区の防災無線等により伝達されますので、落ち着いて情報を待ってください。また、ラジオ、テレビから情報の収集に努めてください</p>	<p>4</p>  <p>避難所を長時間離れる場合や、退所する場合は、必ず係員に伝えるようにしてください</p>

緊急避難建物とは

足立区では水害時の緊急的な避難場所として、緊急避難建物を指定しています。緊急避難建物は、一部を除く小・中学校の校舎です。

なお、洪水の対象河川や規模によって使用できる階が変わります。



広域避難とは

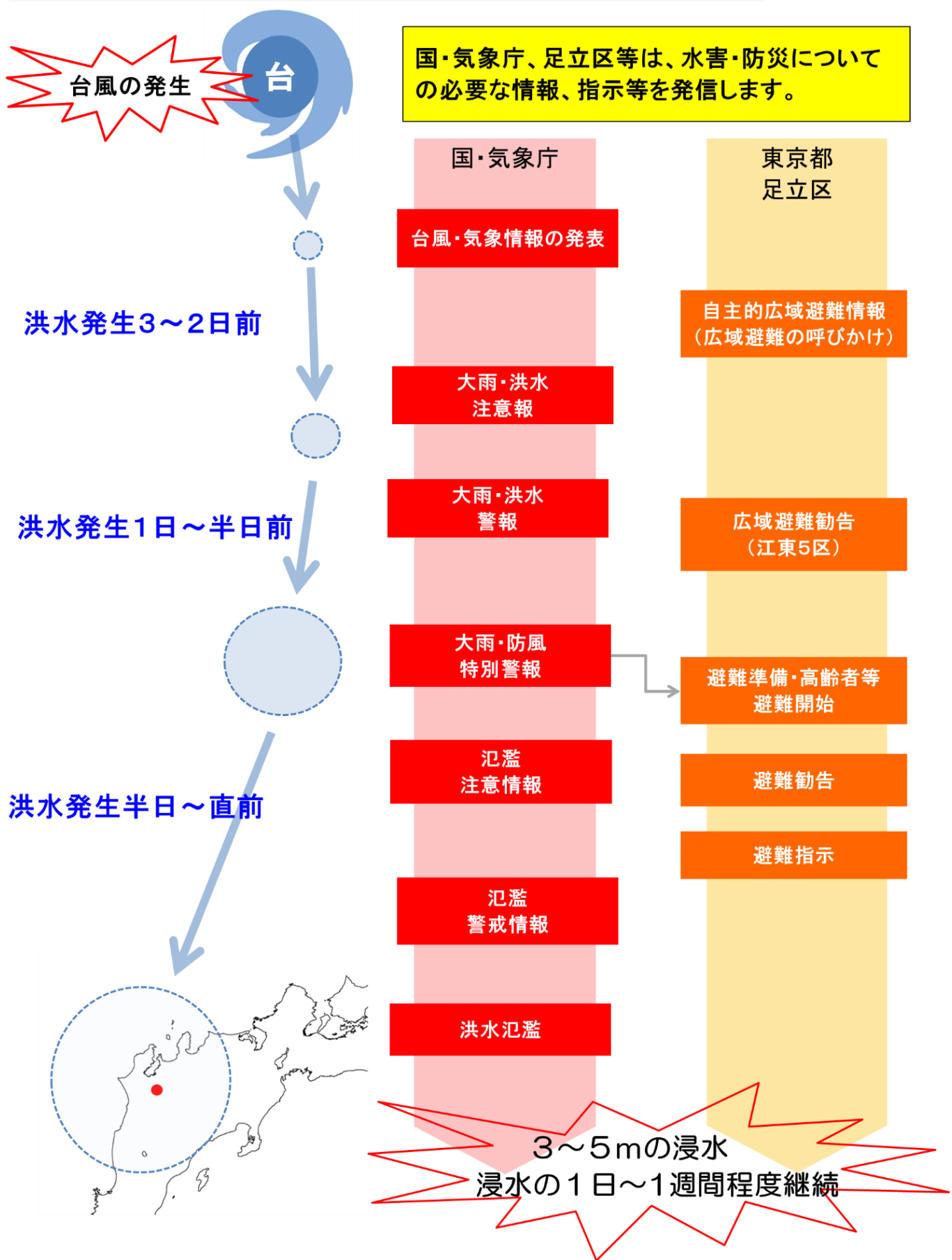
広域避難とは、浸水域外となる江東5区以外の地域に避難することです。本地区では、千葉方面への避難が考えられます。

広域避難については、平成30年8月に「江東5区大規模水害広域避難計画」が策定されました。大規模水害のおそれがある場合、概ね1～3日前に自主的広域避難情報が、1日～9時間前に広域避難勧告が出されることが示されています。

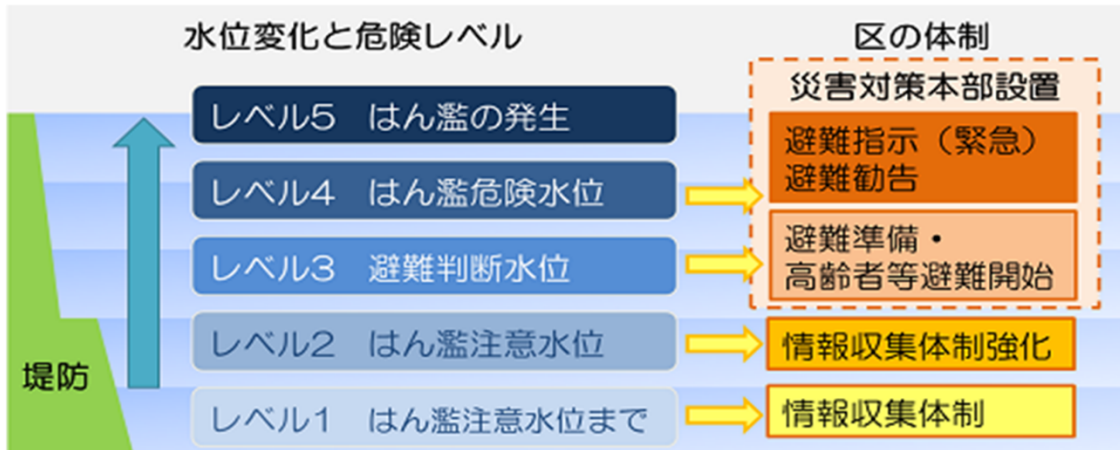


※水害時の避難行動は、現在、区において検討を行っています。今後、新たなハザードマップを配布予定であり、その中で水害時の避難行動について見直した内容を示します。

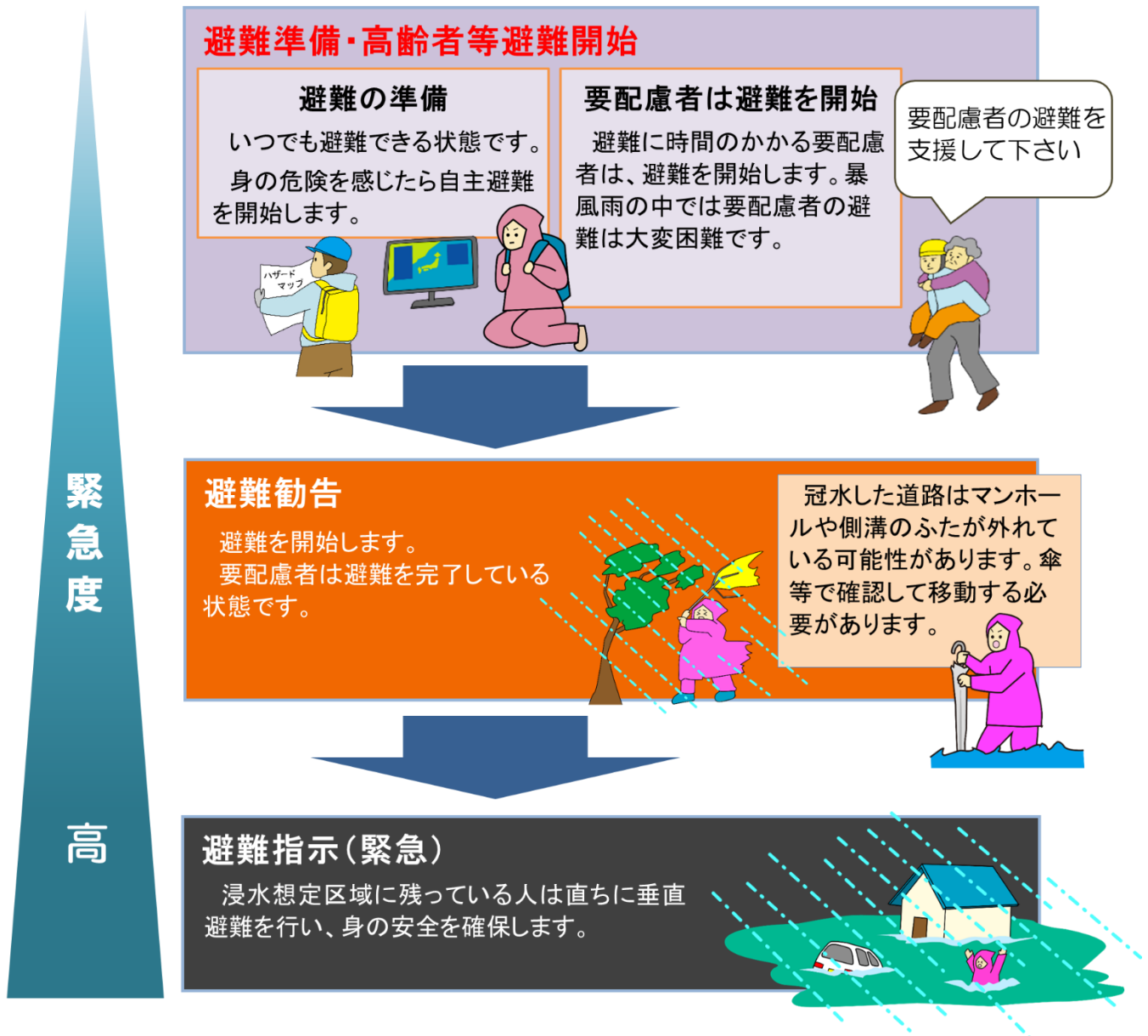
水害が予想される場合の対応シナリオ



■水位変化・危険レベルと足立区の体制



■避難情報について



5 町会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるように、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■事前対策リスト(自助)

<被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)>

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れて開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロアの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共有情報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言用ダイヤルなど家族の連絡方法の確認

<備蓄>

必ず備蓄するもの	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、7日分を推奨）	
避難・救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

<避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品>

非常用持出し	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資は限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■事前対策リスト(共助)

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> 出火したばかりの火災があったとき 隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> 一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト(可能な範囲で)等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> 集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> 火災延焼時には避難場所に避難 家が無事ならば在宅避難 家が被害の場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ(ワンセグ)や携帯ラジオなどで災害情報が得られますか	<ul style="list-style-type: none"> 一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> 班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声掛けに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> 拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防団などへ連絡 民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材(パール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど)が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> 支援は可能な範囲で
避難先で町会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、町会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 避難先で班長が集まって町会全体の安否を確認 避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> 区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、町会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> 町会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 町会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 防災について話し合う機会づくり

- 地区防災計画で検討した事項を具体化するとともに、町会の防災への取り組み方や実施状況を振り返る機会として、町会の役員会において、防災について話し合う。

【今後の取組み】

- 町会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- 町会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員の派遣を要請

② 町会役員による初動時の検討

- ③以降で示す一時集合場所の検討や、初動時の町会としての活動方法、町会等のイベントと絡めた防災に関する普及啓発活動などについて、町会役員が率先する役割を果たす。

【今後の取組み】

- 一時集合場所に集まった後に、町会としてどのような活動を行うべきか、連絡体制、安否確認などについて、町会役員が率先して検討を始める。

③ 初動体制及び活動

一時集合場所・役割を周知し、班ごとに初動活動を行えるように体制を整備していくことを検討していく。

- 初動活動：被害状況、安否情報の把握（参集者で情報交換）
火災発生時の初期消火活動
家屋倒壊等発生時の救出活動

【今後の取組み】

- 現在、「田中稲荷神社」が一時集合場所であるが、今後、道幅が広い道路が整備されることも含め、一時集合場所や避難経路などを検討していく。
- 防災マップを掲示板に貼るなど一時集合場所の周知を検討する。

④ 延焼火災発生時の避難

- ・避難場所は、荒川北岸・河川敷緑地一帯への避難となっている。状況に応じてそれぞれ安全に避難できる方に避難する。

【今後の取組み】

- ・荒川北岸・河川敷緑地一帯が避難場所であることを町会員に周知する方法を検討する。

⑤ 町会のイベントと連携した防災意識の啓発

- ・イベントと併せて防災を学ぶ機会や防災サポーターの募集を企画・検討

■町会での防災訓練

- ・町会の人に集まってもらって、簡単にできる訓練（消火器の位置の把握など）から始める。
- ・避難所運営会議の訓練ではできない訓練やより内容を絞った訓練などを検討する。

■町会の掲示板に防災マップを掲示

- ・避難場所や資器材の場所が分かるマップを掲示板に貼り、周知することを検討する。

■町会イベントと合わせて防災啓発を実施

- ・地震体験車の派遣（区へ依頼することができる）
- ・防災DVD（アニメなど）の放映
（区へDVDの貸し出しを依頼することができる）
- ・防災ワークショップ
（クイズ、災害時に役立つ「紙食器作り」、
「子ども防災博士」の認定証、スタンプラリーなど）



⑥ 資機材・備蓄品等の備え

- ・今ある資機材の活用を検討する。
- ・区の補助金などを活用して、計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討

【現在の資機材の状況】

資器材など	配置場所
可搬消防ポンプ（D級）	田中稻荷神社
スタンドパイプ	

⑦ 防災訓練の実施

- 年度当初に町会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、町会員に周知
- 年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災サポーターの募集活動などを組み込むことを検討
- 消火など防災技術の向上を図るため、消防署と連携した訓練等の実施を検討

※ 様式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (本木小学校)		
	病院		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
日用品					
消火用具					
救出救助 用資機材					
その他					

参考様式 3 町会年間スケジュール

- 年間スケジュールは任意様式とする。
- 従来、町会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（年度）（例）			
年	月	町会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月	春の交通安全運動	
	5月	総会	
	6月		
	7月	ラジオ体操 納涼盆踊り大会	
	8月		
	9月	秋の例大祭、敬老のお祝い 秋の交通安全運動	
	10月		
	11月	七五三お祝い	避難訓練（避難所運営、近隣 4 町会）
	12月	歳末夜警	
年	1月	新年会	
	2月	初午祭り	
	3月	荒川ウォーク	

防災区民組織役員名簿

役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 （副会長）			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難 誘導部	部長		
	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災ナビ」

あだち防災マップやハザードマップの表示、避難所等へのナビ、足立区公式ホームページの
新着情報（RSS）や足立区公式 Twitter の表示、懐中電灯や笛等、通常は個別に起動する必要の
ある機能を「足立区防災ナビ」一つで実現。また施設一覧からも地図の表示やナビ、電話が可
能です。足立区内の救急指定病院やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の検索もで
き、災害時だけではなく普段からご使用いただけます。

【メニュー画面】

1. 足立区防災マップ
2. 足立区防災ガイド
3. 足立区ハザードマップ
4. 防災・防犯懐中電灯
5. ライブカメラ・河川水位
6. 足立区施設リスト（区の施設、救急病院、コ
ンビニ、ガソリンスタンド、飲食チェーンな
ど）
7. 足立区公式 Twitter
8. Aメール紹介・登録
9. 足立区 RSS
10. 防災・防犯ふえ
11. 防災関連リンク集（気象・電気・ガス・水
道・電話・鉄道等）



資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯
電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送
信し、送られてきたメールに表示された URL にアクセスし、登録することができます。

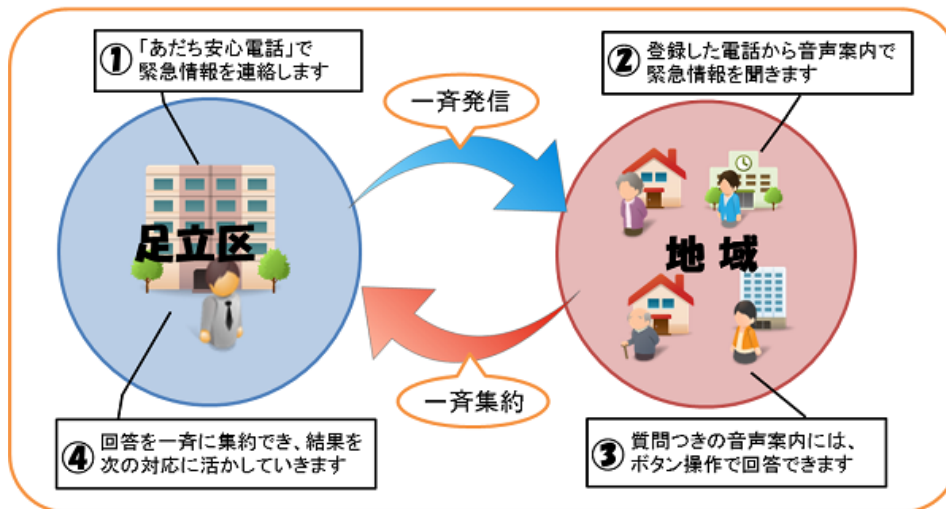
adachi@sg-m.jp

- 「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁
の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録受付を開始しました。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。

あだち安心電話イメージ



下記の方法で申込むことができます。

- ① ホームページ「配信登録申込みフォーム」でご登録
- ② 各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください
- ③ 「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 あだち安心電話担当
〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
TEL：03-3880-5514

資料 5 感震ブレーカーの設置助成

足立区では、災害時に避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に費用の一部を助成する制度を設けています。

感震ブレーカーは、震度 5 強相当の地震をセンサーが感知したとき、警報を発し、約 3 分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する器具です。

設置助成をうける要件は次のとおりです。

- ① 特定地域（建物倒壊危険度ランク図において、特に緊急的な安全対策が望まれる地域）であること。
- ② 昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）に建築された木造住宅ですか。旧耐震基準で建築された、地上階数が 2 以下の木造住宅（戸建や共同住宅）が対象です。

詳しくは、足立区ホームページ（感震ブレーカーの設置助成）をご覧ください。または下記の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ窓口】

足立区建築安全課 建築防災係 感震ブレーカー担当

（足立区役所本庁舎中央館 4 階 8 番窓口）

TEL 03-3880-5317（直通）

Memo